

商工振興課(内線249)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業【第7弾】 事業継続支援給付金の申請を受け付けています

内容 市では長期化した新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、店舗などにおける感染防止対策を強化しながら事業継続に向けて取り組む事業者への、支援給付金の申請を受け付けています。

申請期限 9月30日(木)〔消印有効〕※予算の限り

申請書類の入手場所(方法)

- ・商工振興課、産業支援センター、各出張所、商工会議所
- ・市ホームページ

申請方法 郵送に限る

送付先 〒856-8686 (住所不要)
商工振興課 産業振興グループ

※詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



こども家庭課 ☎54・9100

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します(ひとり親世帯以外分)

内容 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給額 対象児童1人につき5万円

◆対象児童

令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児の場合、20歳未満の子)
※令和3年4月から令和4年2月までに出生した子ども対象となります。



◆支給対象者

次の①または②に該当する人

- ① 支給対象児童を養育しており、令和3年度分の市民税均等割が非課税である人
- ② 支給対象児童を養育しており、令和3年度分の市民税均等割が課税の人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人(家計急変者)

◆手続き

支給対象者	手続き
①に該当する人で、 令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の受給者	申請不要 (児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている口座へ振り込みにより支給します。)
①に該当する人で、 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当、特別児童扶養手当を新規に受ける人	申請が必要 (詳しくは、市ホームページをご確認ください。)
上記以外の人 ・①に該当する人で、高校生の児童のみ養育しており児童手当を受給していない人 ・②に該当する人	申請が必要 (詳しくは、市ホームページをご確認ください。)

※公務員で①に該当する人は申請が必要です。
※ひとり親世帯分の給付金も、ただ今申請受け付け中です。

市ホームページはこちら▼



国保けんこう課(内線110、111)

新型コロナウイルス感染症に感染した人などに対する 傷病手当金の対象期間延長について

内 容 大村市国民健康保険加入者(給与などの支払いを受けている人)が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、療養のために仕事をすることができない場合に傷病手当金を支給していますが、令和3年7月1日から令和3年9月30日の期間においても引き続き同様の支援を行います。

◆支給対象者

次の①から③の全てに該当する人

- ①お勤め先から給与の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染、または発熱などの症状があり感染が疑われる人
- ②感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える人
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない人
(支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、差額を支給します。)

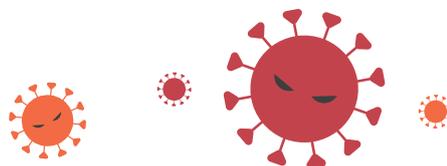
◆支給額

1日あたりの支給額は、直近の継続した3カ月の給与収入の合計を就労日数で割り、3分の2を掛けて決定します。

◆対象期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



市民課(内線114)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人は 国民年金保険料の特例免除ができます

内 容 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった場合に、国民年金保険料の特例免除申請が可能です。

対 象 令和2年2月以降に収入が下がり、1年間の所得見込額が免除などに該当する基準に相当する人

対象期間 令和2年2月から令和4年6月まで

※詳しくは、市ホームページまたは日本年金機構ホームページをご確認ください。



市ホームページはこちら▶



日本年金機構ホームページはこちら▶